

中山間地域にぎわい創出モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、中山間地域にぎわい創出モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

(1) 中山間地域

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年条例第26号）第2条に規定する中山間地域をいう。

(2) 中間支援組織

県外からの移住者等による店舗設置などを支援し、地域の賑わい創出に取り組む組織として知事が適当と認める組織

(3) モデル地域

モデル的取組みを実施する中間支援組織がある地域として知事が適当と認める地域

(4) 補助事業

中間支援組織応援事業及び施設整備応援事業とし、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(5) 補助事業者

中間支援組織応援事業及び施設整備応援事業ごとに、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第3条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、国若しくは県の他の補助金を現に受けて実施し、又は受けて実施する予定である場合は、この補助金の対象とならないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 補助事業者概要書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 簡易資金繰り表（様式第5号）（施設整備応援事業のみ）
- (5) 申請に係るモデル地域及び事業実施場所を示す地図（施設整備応援事業のみ）
- (6) 事業実施店舗等及びその周辺の現状の写真（施設整備応援事業のみ）
- (7) 改装工事の設計図面及び平面図（施設整備応援事業のみ）
- (8) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料（施設整備応援事業のみ）
- (9) 住民票謄本（個人の場合）（施設整備応援事業のみ）
- (10) 法人の登記事項証明書（法人の場合）（施設整備応援事業のみ）
- (11) その他参考となる資料
（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業者は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けること
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること
- (5) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと
（軽微な変更）

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更とする。

- (1) 目的に変更をもたらすものでなく、かつ、事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第7条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による知事の指示に従わなかったとき。
- (3) 施設整備応援事業においては、事業開始後5年以内に休止または廃止したとき。ただし、天災地変により営業ができなくなった場合又は経営の悪化により廃業した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。

(補助金の返還)

第10条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定に基づき、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 施設整備応援事業の補助事業者は、知事が別に定める期間を経過するまでの間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、財産の処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けること。

- 2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認にかかる財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の遂行状況について、補助事業状況報告書(様式第9号)を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該交付決定に係る事業終了後、速やかに実績報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 取得財産等管理台帳(様式第13号) (施設整備応援事業のみ)
- (4) 事業実施を証する写真
- (5) 支出の内容や根拠を示す資料
- (6) その他参考となる資料

(概算払)

第14条 知事は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費に係る補助金については、概算払をすることができるものとする。

(実施効果の報告)

第15条 知事は、補助事業者に対し、補助事業の完了後、必要に応じ、補助事業に係る店舗等の運営や集客の状況など地域の賑い創出の状況を報告させることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

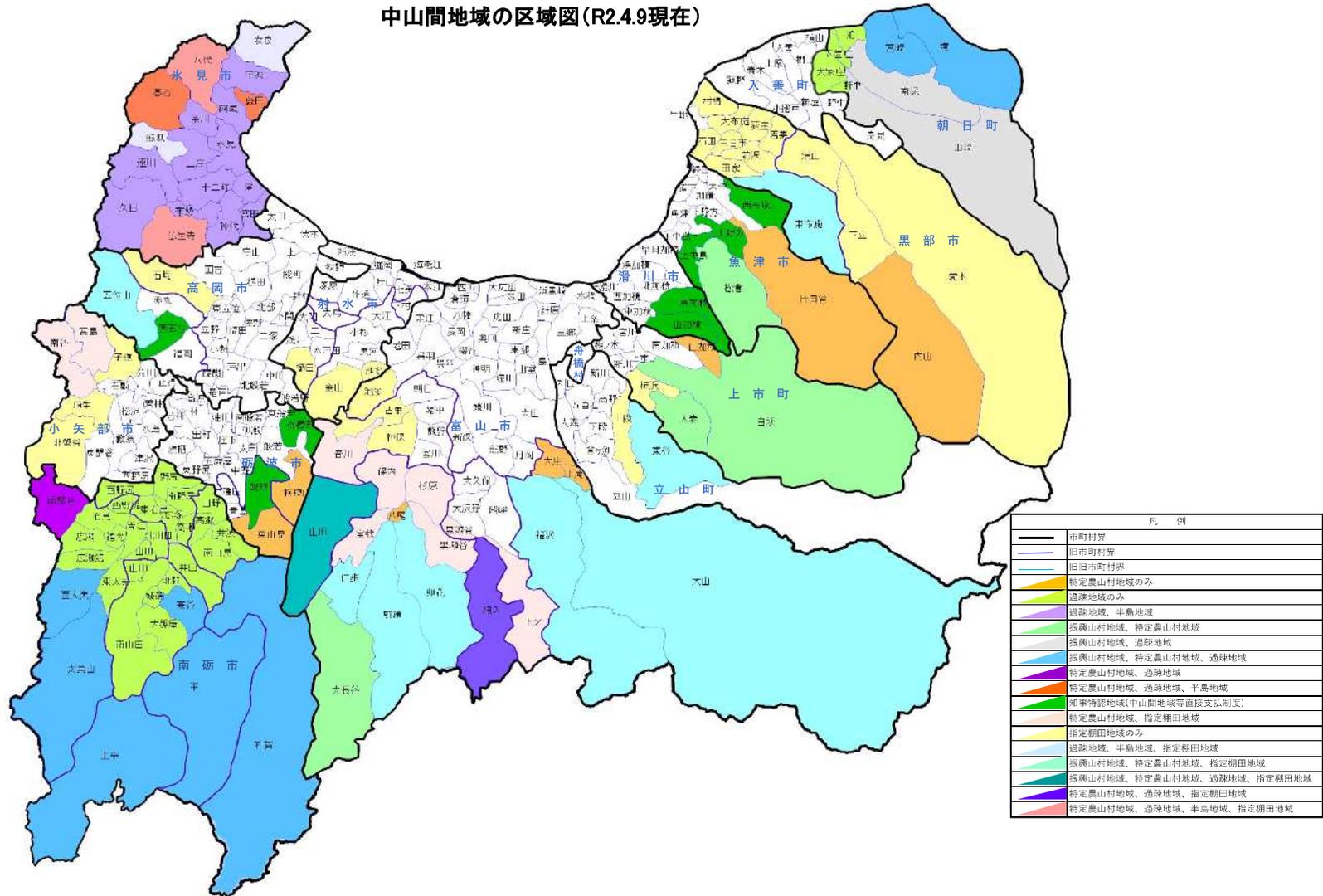
中山間地域にぎわい創出モデル事業費補助金交付事務取扱要領

- 1 中山間地域にぎわい創出モデル事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号）及び中山間地域にぎわい創出モデル事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- 2 要綱第2条第1項第3号の「モデル地域」とは、一定程度の人口集積があるなど、一定の生活圏を有する区域をいう。
- 3 補助対象経費については、要綱別表に定めるほか、次に掲げる経費は、補助対象経費から除外するものとする。
 - ① 家賃の支払いにかかる経費
 - ② 補助事業者の人件費
 - ③ 土地の購入に係る経費
 - ④ 土地及び建築物の取得に伴う補償に係る経費
 - ⑤ 各種許認可の申請に要する経費
 - ⑥ 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費
 - ⑦ その他補助金を交付することが適当でないと認められる経費

附 則

この要領は、令和2年4月24日の補助金から施行する。

中山間地域の区域図 (R2.4.9現在)



南砺市は全域が中山間地域のため、全域から申請できます。